

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(4)議案第69号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第69号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月22日

健康福祉局

議案第 69 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年内閣府令第 5 号）

2 改正の主な内容

上記 1 に伴い、医療型児童発達支援センターの基準を廃止し、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター※以外の福祉型児童発達支援センターの基準に合わせて、児童発達支援センターの基準を定めるもの

※ 福祉型児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とする施設をいい、医療型児童発達支援センターとは、福祉型児童発達支援センターの目的に加えて、治療を提供することを目的とする施設をいう。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p> <p>川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p> <p>川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条～第22条）	第1章 総則（第1条～第22条）
第2章 助産施設（第23条～第26条）	第2章 助産施設（第23条～第26条）
第3章 乳児院（第27条～第36条）	第3章 乳児院（第27条～第36条）
第4章 母子生活支援施設（第37条～第44条）	第4章 母子生活支援施設（第37条～第44条）
第5章 保育所（第45条～第52条）	第5章 保育所（第45条～第52条）
第6章 児童厚生施設（第53条～第56条）	第6章 児童厚生施設（第53条～第56条）
第7章 児童養護施設（第57条～第65条）	第7章 児童養護施設（第57条～第65条）
第8章 福祉型障害児入所施設（第66条～第74条）	第8章 福祉型障害児入所施設（第66条～第74条）
第9章 医療型障害児入所施設（第75条～第77条）	第9章 医療型障害児入所施設（第75条～第77条）
第10章 <u>児童発達支援センター</u> （第78条～第82条）	第10章 <u>福祉型児童発達支援センター</u> （第78条～第82条）
<u>第11章 削除</u>	<u>第11章 医療型児童発達支援センター（第83条～第86条）</u>
第12章 児童心理治療施設（第87条～第92条）	第12章 児童心理治療施設（第87条～第92条）
第13章 児童自立支援施設（第93条～第101条）	第13章 児童自立支援施設（第93条～第101条）
第14章 児童家庭支援センター（第102条～第104条）	第14章 児童家庭支援センター（第102条～第104条）
第15章 雑則（第105条）	第15章 雑則（第105条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）	第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）
第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を	第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を
定めるものとする。	定めるものとする。
（最低基準の目的）	（最低基準の目的）

改正後	改正前
<p>第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の<u>指導又は支援</u>により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するよう育成されることを保障するものとする。</p> <p>（設備の基準）</p>	<p>第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の<u>指導</u>により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するよう育成されることを保障するものとする。</p> <p>（設備の基準）</p>
<p>第66条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。 ただし、30人未満の児童を入所させる福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、30人未満の児童を入所させる福祉型障害児入所施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。</p> <p>(2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。</p> <p>(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア 遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備 イ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、<u>支援室</u>、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p> <p>(5) 主として<u>肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）</u>のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア <u>支援室</u>及び<u>屋外遊戯場</u> イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾</p>	<p>第66条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。 ただし、30人未満の児童を入所させる福祉型障害児入所施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、30人未満の児童を入所させる福祉型障害児入所施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。</p> <p>(2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。</p> <p>(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア 遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備 イ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、<u>訓練室</u>、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。</p> <p>(5) 主として<u>肢体不自由</u>のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。</p> <p>ア <u>訓練室</u>及び<u>屋外訓練場</u> イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾</p>

改正後	改正前
<p>斜を緩やかにすること。</p> <p>(7) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。</p> <p>(8) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。</p> <p>(9) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。</p> <p>(職員)</p> <p>第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 栄養士</p> <p>(5) 調理員</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（基準府令の規定により障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かな</p>	<p>斜を緩やかにすること。</p> <p>(7) 児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。</p> <p>(8) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。</p> <p>(9) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。</p> <p>(職員)</p> <p>第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 栄養士</p> <p>(5) 調理員</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（基準府令の規定により障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かな</p>

改正後	改正前
<p>いことができる。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。)</p> <p>5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。</p> <p>6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。</p> <p>7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。</p> <p>9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。</p> <p>10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。</p> <p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p> <p>(2) 看護職員</p> <p>13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数</p>	<p>いことができる。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。)</p> <p>5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。</p> <p>6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。</p> <p>7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。</p> <p>9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。</p> <p>10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。</p> <p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p> <p>(2) 看護職員</p> <p>13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数</p>

改正後	改正前
<p>以上とする。</p> <p>14 <u>心理支援</u>を行う必要があると認められる5人以上の児童に<u>心理支援</u>を行う場合にあっては<u>心理担当職員</u>を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。</p> <p>15 第29条第4項の規定は、前項に規定する<u>心理担当職員</u>について準用する。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第75条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、<u>支援室</u>及び浴室を設けること。</p> <p>(2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。</p> <p>(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、<u>屋外遊戯場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業を<u>支援</u>するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備については、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。</p> <p>(職員)</p> <p>第76条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 医療法に規定する病院として必要な職員</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者</p> <p>2 前項第2号及び第3号に掲げる児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とする。</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、</p>	<p>以上とする。</p> <p>14 <u>心理指導</u>を行う必要があると認められる5人以上の児童に<u>心理指導</u>を行う場合にあっては<u>心理指導担当職員</u>を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。</p> <p>15 第29条第4項の規定は、前項に規定する<u>心理指導担当職員</u>について準用する。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第75条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、<u>訓練室</u>及び浴室を設けること。</p> <p>(2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。</p> <p>(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、<u>屋外訓練場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業を<u>指導</u>するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備については、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。</p> <p>(職員)</p> <p>第76条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 医療法に規定する病院として必要な職員</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者</p> <p>2 前項第2号及び第3号に掲げる児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とする。</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、</p>

改正後	改正前
<p>次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p> <p>(2) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。</p> <p>5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上とする。</p> <p>6 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 第3項各号に掲げる職員</p> <p>(2) <u>心理支援</u>を担当する職員</p> <p>7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第77条 第63条、第68条、第69条及び第71条の規定は主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く医療型障害児入所施設について、第70条の規定は医療型障害児入所施設について、第72条の規定は主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について、第73条第2項の規定は主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設について、それぞれ準用する。</p> <p>第10章 <u>児童発達支援センター</u></p> <p><u>(設備の基準)</u></p> <p>第78条 <u>児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊</u></p>	<p>次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p> <p>(2) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。</p> <p>5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上とする。</p> <p>6 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1) 第3項各号に掲げる職員</p> <p>(2) <u>心理指導</u>を担当する職員</p> <p>7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第77条 第63条、第68条、第69条及び第71条の規定は主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く医療型障害児入所施設について、第70条の規定は医療型障害児入所施設について、第72条の規定は主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について、第73条第2項の規定は主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設について、それぞれ準用する。</p> <p>第10章 <u>福祉型児童発達支援センター</u></p> <p><u>(設備の基準)</u></p> <p>第78条 <u>福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）</u>、<u>医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）</u>、<u>医務室、相談室、調理室及び便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(2) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員は</u><u>おおむね10人とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室及び便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</u></p>
<p><u>2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(1) 発達支援室の1室の定員は、おおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。</u> (職員)</p> <p>第79条 <u>児童発達支援センター</u>には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準府令第63条第1項に規定するこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士 (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員 (3) 医療機関等との連携により、看護職員を<u>児童発達支援センター</u>に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員 (4) 当該<u>児童発達支援センター</u>（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員 (5) 当該<u>児童発達支援センター</u>（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一</p>	<p><u>(新設)</u> (職員)</p> <p>第79条 <u>福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）</u>には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他基準府令第63条第1項に規定するこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士 (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員 (3) 医療機関等との連携により、看護職員を<u>福祉型児童発達支援センター</u>に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員 (4) 当該<u>福祉型児童発達支援センター</u>（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員 (5) 当該<u>福祉型児童発達支援センター</u>（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はそ</p>

改正後	改正前
<p>環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>	<p>の一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</p>
<p><u>2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p>	<p><u>2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p>
<p><u>4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p>	<p><u>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 第1項に規定する職員</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(2) 言語聴覚士</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 嘱託医</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(2) 児童指導員</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 嘱託医</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(2) 児童指導員</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 嘱託医</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(2) 児童指導員</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p><u>(3) 保育士</u> <u>(4) 栄養士</u> <u>(5) 調理員</u> <u>(6) 児童発達支援管理責任者</u> <u>(7) 看護職員</u> <u>(8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>8 <u>主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>9 <u>主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</u></p>
<p>5 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年川崎市条例第35号)第2条に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)<u>をいう。</u>)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と<u>児童発達支援センター</u>に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>(保護者等との連絡)</p> <p>第80条 <u>児童発達支援センター</u>の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ、当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と緊密な連絡を保ち、児童の生活指導について協力を求めなければならない。</p>	<p>10 第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年川崎市条例第35号)第2条に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)<u>をいう。第84条第2項において同じ。</u>)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と<u>福祉型児童発達支援センター</u>に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p> <p>(保護者等との連絡)</p> <p>第80条 <u>福祉型児童発達支援センター</u>の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ、当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と緊密な連絡を保ち、児童の生活指導について協力を求めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>(心理学的及び精神医学的診査)</u></p> <p>第81条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第82条 第68条第1項及び第70条の規定は、<u>児童発達支援センターについて</u>準用する。</p> <p><u>第11章 削除</u></p> <p><u>第83条から第86条まで 削除</u></p>	<p><u>(入所した児童に対する健康診断)</u></p> <p>第81条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、<u>第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第82条 第68条第1項及び第70条の規定は<u>福祉型児童発達支援センターについて</u>、<u>第72条の規定は主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて</u>、それぞれ準用する。</p> <p><u>第11章 医療型児童発達支援センター</u></p> <p><u>(設備の基準)</u></p> <p>第83条 <u>医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。</u></p> <p>(2) <u>階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。</u></p> <p><u>(職員)</u></p> <p>第84条 <u>医療型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。</u></p> <p>(1) <u>医療法に規定する診療所として必要な職員</u></p> <p>(2) <u>児童指導員</u></p> <p>(3) <u>保育士</u></p> <p>(4) <u>看護師</u></p> <p>(5) <u>理学療法士又は作業療法士</u></p> <p>(6) <u>児童発達支援管理責任者</u></p> <p>2 <u>第9条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>児童への保育に併せて従事させることができる。</u> <u>(入所した児童に対する健康診断)</u></p> <p><u>第85条 医療型児童発達支援センターにおいては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。</u> <u>(準用)</u></p> <p><u>第86条 第68条第1項、第70条及び第80条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。</u></p>